

第四百七十七回国会
衆議院
厚生委員会

議 録 第 四 号

平成十二年三月十五日(水曜日)

午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長 江口 一雄君

理事 安倍 晋三君

理事 木村 義雄君

理事 金田 誠一君

理事 福島 豊君

理事 石崎 岳君

理事 遠藤 利明君

理事 栗原 博久君

理事 砂田 圭佑君

理事 戸井田 徹君

理事 松田 仁君

理事 宮腰 光寛君

理事 家西 恒君

理事 大島 章宏君

理事 中桐 伸五君

理事 遠藤 和良君

理事 大野由利子君

理事 武山百合子君

理事 瀬古由起子君

理事 笹木 竜三君

理事 大野由利子君

理事 杉谷 正秀君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

理事 大野由利子君

岡島 正之君

一川 保夫君

同日

補欠選任

今村 雅弘君

栗原 博久君

宮腰 光寛君

山中 燦子君

大島 章宏君

一川 保夫君

岡島 正之君

大村 秀章君

伊吹 文明君

宮島 大興君

松本 純君

土肥 隆一君

岡島 正之君

本日の会議に付した案件

厚生関係の基本施策に関する件

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

の一部を改正する法律案起草の件

栄養士法の一部を改正する法律案起草の件

○江口委員長 これより会議を開きます。

厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案起草の件及び栄養士法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

両件につきましては、先般来各会派間において御協議をいただき、意見の一致を見ましたので、委員長においてそれぞれ草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から簡単に御説明申し上げます。

まず、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本案は、環境衛生関係営業を取り巻く状況にかんがみ、営業者の自主的、主体的な取り組みを支

援する体制の整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法律の題名及び目的の規定に環境衛生関係営業の振興を加えること。

第二に、環境衛生同業組合等の事業に、組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に資する事業を加えること。

第三に、厚生大臣は、利用者または消費者の選択の利便の増進に資するため、標準営業約款に関する情報を提供しよう努めるものとする。

第四に、国及び地方公共団体は、環境衛生同業組合等に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

第五に、「環境衛生」を「生活衛生」に改めること。

なお、この法律は、公布の日から一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、環境衛生同業組合等の名称の変更等については平成十三年一月六日から施行すること。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○江口委員長 この際、お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案を環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の草案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○江口委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

○江口委員長 次に、栄養士法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本案は、生活習慣病の予防が国民の健康面における大きな課題となっており、これら疾病の発症と進行を防ぐには食生活の改善が重要であることにかんがみ、管理栄養士制度の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、管理栄養士を傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導等を行う者として位置づけること。また、管理栄養士が傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たっては、主治の医師の指導を受けること。

第二に、管理栄養士の資格を登録制から免許制にすること。

第三に、管理栄養士国家試験の受験資格を見直し、管理栄養士として必要な知識及び技能の一層の高度化を図ること。

その他所要の改正を行うこと。

なお、この法律は、平成十四年四月一日から施行すること。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

栄養士法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○江口委員長 この際、お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案を栄養士法の一部を改正する法律案の草案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○江口委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

○江口委員長 提出手続等につきましては、

委員の異動

三月十五日

辞任

伊吹 文明君

大村 秀章君

松本 純君

宮島 大興君

土肥 隆一君

補欠選任

栗原 博久君

今村 雅弘君

山中 燦子君

宮腰 光寛君

大島 章宏君

第一類第七号

厚生委員会議録第四号

平成十二年三月十五日

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律

（環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正）

第一条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

目次中第五十七條の十四を「第五十七條の十五」に改める。

第一条中「健全化等」を「健全化、振興等」に改める。

第八条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他当該事業の実施に資する事業

第八条第三項中「及び第十二号」を、「第十二号及び第十三号」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第二十三条第六項、第三十九条、第四十八条及び第五十二条中「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」を「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改める。

第五十二条の十第一項中「及び第十二号」を、「第十二号及び第十三号」に改める。

第五十四条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 会員たる組合の組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他の当該事業の実施に資する事業

第五十六条中「及び第十二号」を、「第十二号及び第十三号」に、「及び第十一号」を、「第十一号及び第十二号」に改める。

第四章の四中第五十七條の十四を第五十七條の十五とし、第五十七條の十三の次に次の一条を加える。

（情報の提供）

第五十七條の十四 厚生大臣は、利用者又は消費者の選択の利便の増進に資するため、標準営業約款に関する情報を提供するよう努めるものとする。

第六十三條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（助成等）」を付する。

第六十三條の次に次の一条を加える。

第六十三條の二 国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて環境衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならない。

（環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第二条 環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

目次中第二章 環境衛生同業組合を「第二章 生活衛生同業組合」に、「環境衛生同業小組合」を「生活衛生同業小組合」に、「環境衛生同業組合」を「生活衛生同業小組合」に改める。

組合連合会を「生活衛生同業組合連合会」に、「都道府県環境衛生営業指導センター」を「都道府県生活衛生営業指導センター」に、「全国環境衛生営業指導センター」を「全国生活衛生営業指導センター」に改める。

第一条中「環境衛生関係」を「生活衛生関係」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 生活衛生同業組合

第三条（見出しを含む）中「環境衛生同業組合」を「生活衛生同業組合」に改める。

第十四條の十一第一項中「環境衛生同業組合連合会」を「生活衛生同業組合連合会」に改める。

第二十三条第六項、第三十九条、第四十八条及び第五十二条中「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」を「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改める。

第二章の二の章名を次のように改める。

第二章の二 生活衛生同業小組合

第五十二条の四の見出し及び同条第一項中「環境衛生同業小組合」を「生活衛生同業小組合」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 生活衛生同業組合連合会

第五十三條の見出し及び同条第一項中「環境衛生同業組合連合会」を「生活衛生同業組合連合会」に改める。

第四章の二の章名を次のように改める。

第四章の二 都道府県生活衛生営業指導センター

第五十七條の三第一項中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に、「都道府県環境衛生営業指導センター」を「都道府県生活衛生営業指導センター」に改め、同条第二項中「環境衛生営業指導センター」を「生活衛生営業指導センター」に改める。

第五十七條の四第一項中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に改める。

第四章の三の章名を次のように改める。

第四章の三 全国生活衛生営業指導センター

第五十七條の九第一項中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に、「全国環境衛生営業指導センター」を「全国生活衛生営業指導センター」に改め、同条第二項中「全国環境衛生営業指導センター」を「全国生活衛生営業指導センター」に改める。

第五十七條の十第一項中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に改める。

第五十七條の十五中「全国環境衛生営業指導センター」を「全国生活衛生営業指導センター」に改める。

第五十八條第一項中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に、「都道府県環境衛生適正化審議会」を「都道府県生活衛生適正化審議会」に改め、同条第三項及び第四項中「都道府県環境衛生適正化審議会」を「都道府県生活衛生適正化審議会」に改める。

第五十九條及び第六十一条中「都道府県環境衛生適正化審議会」を「都道府県生活衛生適正化審議会」に改める。

第六十三條の二中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第二条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項、第七条第一項第三号並びに第二十七条第一項中「環境衛生同業組

合」を「生活衛生同業組合」に、「環境衛生同業
小組合」を「生活衛生同業小組合」に、「環境衛生
同業組合連合会」を「生活衛生同業組合連合会」
に改める。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。

別表第一「環境衛生関係営業の運営の適正化に
関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)」の
項中「環境衛生関係営業の運営の適正化に
関する法律」を「環境衛生関係営業の運営の適正化及
び振興に関する法律」に改める。

第四条 地方自治法の一部を次のように改正す
る。

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第五条 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律
第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「環境衛生」を「生活衛生」に改める。

第十八条第三号イ中「環境衛生関係営業(環境
衛生関係)」を「生活衛生関係営業(生活衛生関係)」

に、「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係
営業」に、「当該環境衛生関係営業」を「当該生活
衛生関係営業」に改め、同号ロ中「環境衛生関係
営業」を「生活衛生関係営業」に改め、同号ハ中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に改め、同号ニ中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に改め、同号三「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五

第一類第七号

厚生委員会議録第四号

平成十二年三月十五日

十一号の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号及び第六号第二十二号中

「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法
律」を「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振
興に関する法律」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律
第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号及び第三号第一項中「環
境衛生同業組合」を「生活衛生同業組合」に、
「環境衛生同業小組合」を「生活衛生同業小組
合」に、「環境衛生同業組合連合会」を「生活衛生
同業組合連合会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第四項中「環境衛生関係営業
の運営の適正化に関する法律」を「環境衛生関係
営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に
改める。

第九条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「環境衛生同
業組合及び環境衛生同業組合連合会」を「生活衛
生同業組合及び生活衛生同業組合連合会」に改
める。

第七十二条の二十二第四項第四号中「環境衛
生同業組合及び環境衛生同業組合連合会並びに
環境衛生同業小組合」を「生活衛生同業組合及び
生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小
組合」に改める。

第三百四十八条第四項中「環境衛生関係営業
の運営の適正化及び振興に関する法律」を「生活
衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する
法律」に、「環境衛生同業小組合」を「生活衛生同
業小組合」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第十条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律
第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「環境衛生同業組合、環境衛

生同業小組合及び環境衛生同業組合連合会」を
「生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び
生活衛生同業組合連合会」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第
二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の七第一項の表第四号及び第五
七条の五第一項第八号中「環境衛生関係営業の
運営の適正化に関する法律」を「環境衛生関係営
業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改
める。

第十二条 租税特別措置法の一部を次のように改
正する。

第四十二条の四第三項第六号中「環境衛生同
業組合」を「生活衛生同業組合」に改める。
第四十四条の七第一項の表第四号中「環境衛
生同業組合」を「生活衛生同業組合」に、「環境衛

生同業小組合」を「生活衛生同業小組合」に、「環
境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に
関する法律」を「生活衛生関係営業の運営の適正化及
び振興に関する法律」に改める。

第五十七条の五第一項第八号中「環境衛生関
係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」
を「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興
に関する法律」に、「環境衛生同業組合及び」を
「生活衛生同業組合及び」に、「環境衛生同業組
合連合会」を「生活衛生同業組合連合会」に改め
る。

第六十一条第一項中「環境衛生同業組合及び
環境衛生同業組合連合会」を「生活衛生同業組合
及び生活衛生同業組合連合会」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)
の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中

環境衛生同業組合(組合員に出資
をさせないものに限る。)
環境衛生同業組合連合会(組合員に
出資をさせないものに限る。)

環境衛生同業組合(組合員に出資
をさせないものに限る。)
環境衛生同業組合連合会(組合員に
出資をさせないものに限る。)

第十四条 所得税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中

環境衛生同業組合(組合員に出資
をさせないものに限る。)
環境衛生同業組合連合会(組合員に
出資をさせないものに限る。)

を

を

生活衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
生活衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)

に改める。

(法人税法の一部改正)
第十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中

環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)

環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)

に改める。

別表第三中

環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生同業小組合

環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

に改める。

第十六条 法人税法の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中

環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)

生活衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

生活衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)

に改める。

別表第三中

環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

生活衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

生活衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

生活衛生同業小組合

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)
第十七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「環境衛生関係」を「生活衛生関係」に改める。
第十九条第一項第七号及び同条第二項第五号中「環境衛生関係営業者」を「生活衛生関係営業者」に改める。

(消費税法の一部改正)
第十八条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中

環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)

環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)

環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)

に改める。

第十九条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中

環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
環境衛生同業組合連合会(組合員に出資をさせないものに限る。)	環境衛生同業組合連合会(組合員に出資をさせないものに限る。)

生活衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

生活衛生同業組合連合会(組合員に出資をさせないものに限る。)

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十八号及び第八條第一項第四号中「環境衛生同業組合の運営の適正化に関する法律」を「環境衛生同業組合の運営の適正化及び振興に関する法律」に改める。

第二十一條 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十八号及び第八條第一項第四号中「環境衛生同業組合の運営の適正化及び振興に関する法律」を「生活衛生同業組合の運営の適正化及び振興に関する法律」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十二條 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第九十五條見出しを含む。中「環境衛生同業組合の運営の適正化に関する法律」を「環境衛生同業組合の運営の適正化及び振興に関する法律」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第二十三條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第六百五十二條見出しを含む。中「環境衛生同業組合の運営の適正化に関する法律」を「環境衛生同業組合の運営の適正化及び振興に関する法律」に改める。

第一類第七号

厚生委員会議録第四号 平成十二年三月十五日

環境衛生同業組合の運営の適正化に関する法律を「環境衛生同業組合の運営の適正化及び振興に関する法律」に改める。

理由

環境衛生同業組合を取り巻く状況にかんがみ、題名及び目的規定に環境衛生同業組合の振興を加え、環境衛生同業組合等の事業に組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に資する事業を加え、国及び地方公共団体の環境衛生同業組合等に対する援助に関して規定するとともに、「環境衛生」の文言を「生活衛生」に改める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

栄養士法の一部を改正する法律案

栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「栄養士とは」の下に、「都道府県知事の免許を受けて」を加え、同条第二項中「前項に規定する業務であつて複雑又は困難なものを

行なう適格性を有する者として登録された栄養士を「厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のために必要な指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に對して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に應じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者」に改める。

第二条第一項中「なる」とする者を「の免許」に、修得し、都道府県知事の免許を受けなければならぬを「修得した者に対して、都道府県知事が与える」に改め、同条に次の一項を加える。

管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

第三条中「一」を「いすれかに」に、「二」に対しては「を」に改め、「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、「与えない」を「与えないことがあ

る」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「あつて、同条に規定する業務を行うに適しない者」を削り、同条を同条第一号とし、同条第三号中「あつて、第一条に規定する業務を行うに適しない者」を削り、同条を同条第二号とする。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 都道府県に栄養士名簿を備え、栄養士の免許に関する事項を登録する。

厚生労働省に管理栄養士名簿を備え、管理栄養士の免許に関する事項を登録する。

第四条を次のように改める。

第四条 栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによつて行う。

都道府県知事は、栄養士の免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。

管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによつて行う。

厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えたときは、管理栄養士免許証を交付する。

第五条中「一」を「いすれかに」に改め、「(その者が管理栄養士であるときは、管理栄養士の名称を含む)」を削り、「を停止する」を「の停止を命ずる」に改め、同条に次の三項を加える。

管理栄養士が第三条各号のいすれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、当該管理栄養士に対する免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて管理栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

都道府県知事は、第一項の規定により栄養士の免許を取り消し、又は栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

厚生労働大臣は、第二項の規定により管理栄養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を当該処分を受けた者が受けている栄養士の免許を与えた都道府県知事に通知しなければならない。

第五条の二を削る。

第五条の三第一項中「栄養の指導に関する高度の専門的」を「管理栄養士として必要な」に改め、同条第二項を削り、同条を第五条の二とする。

第五条の四「一」を「いすれかに」に改め、同条第一号中「一年以上」を「三年以上」に改め、同条第二号中「一年以上」を「三年以上」に改め、同条第三号中「卒業した」を「卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した」に改め、同条に次の一号を加える。

四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校(学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第八十二条の二の専修学校及び同法第八十三条の各種学校をいう。以下この号において同じ。)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したものの(以下「管理栄養士養成施設」という。)を卒業

した者

第五条の四を第五条の三とする。

第五条の五を削る。

第五条の六を第五条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

第五条の五 管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行うに当たつては、主治の医師の指導を受けなければならない。

第六条第一項中「用いて」の下に「第一条第一項に規定する業務を行つて」を加え、同条第二項中「管理栄養士の」を「管理栄養士又はこれに類似する」に改め、「用いて」の下に「第一条第二項に規定する業務を行つて」を加える。

第七条中「免許証及び」を「及び免許証」に、「登録及び試験」を「免許及び免許証、管理栄養士養成施設、管理栄養士国家試験」に改める。

第八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第五条第一項の規定により栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、栄養士の名称を使用して第一条第一項に規定する業務を行つたもの

二 第五条第二項の規定により管理栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、管理栄養士の名称を使用して第一条第二項に規定する業務を行つたもの

三 第六条第一項の規定に違反して、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

四 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第二項に規定する業務を行つた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
(旧法に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の栄養士法(以下旧法)という。第五条の二に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者は、この法律による改正後の栄養士法(以下新法)という。第二条第三項の規定による管理栄養士の免許を受けた者とみなす。

(管理栄養士の免許の特例)

第三条 旧法第五条の三の規定による管理栄養士国家試験に合格した者及び栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七十三号)附則第六條第一項に規定する者は、新法第二条第三項の規定にかかわらず、管理栄養士の免許を受けることができる。

(養成施設の指定に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第五条の三第二項の指定を受けている養成施設は、新法第五条の三第四号の指定を受けたものとみなす。

(管理栄養士国家試験に関する経過措置)

第五条 平成十七年三月三十一日までの間は、新法第五条の二中「管理栄養士として必要な」とあるのは、「栄養の指導に関する高度の専門的」と読み替へるものとする。

2 前項の規定により読み替へられた新法第五条の二の規定による管理栄養士国家試験については、新法第五条の三の規定を適用せず、旧法第五条の三第二項及び第五条の四の規定は、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の日の前日において旧法第五条の三第二項に規定する者である者は、平成十七年四月一日以後も、新法第五条の三の規定にかかわらず、管理栄養士国家試験を受けることができる。

4 平成十七年三月三十一日において第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第五条の四各号のいずれかに該当する者(前項に規定する者を除く)は、同年四月一日以後平成二十二年三月三十一日までの間、新法第五条の三の規定にかかわらず、管理栄養士国家試験を受けることができる。

(旧法による処分)

第六条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(中)「第五条の二」を「第四条第三項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号中「栄養士」の下に、「管理栄養士」を加える。

理由

生活習慣病が国民の健康面における大きな課題となつており、これらの疾病の発症と進行を防ぐには食生活の改善が重要な課題となつていくことにかんがみ、管理栄養士制度を見直し、管理栄養士を傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導、個人の身体状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導等を行う者として位置付け、管理栄養士の資格を免許制とするとともに、管理栄養士国家試験の受験資格を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年三月二十七日印刷

平成十二年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K